

令和6年第1回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和6年1月29日第1回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の出席議員（ 15 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久	次	長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深			

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈	市民福祉部長	佐々木 修

農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	観光課長	今野伸二
市民課長	竹内健	福祉課長	佐々木美佳
教育総務課長	今野和彦	文化財保護課長	齋藤泉
消防次長・消防署長	須田勇喜		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和6年1月29日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について（専決第18号）
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について（専決第19号）
- 第5 議案第1号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第2号 訴えの提起について
- 第7 議案第3号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第8 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから令和6年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、15番森鉄也議員、1番高橋利枝議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会

運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る1月22日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しましたのでご報告いたします。

本日の議案は、お手元に配付のとおり報告第1号専決処分の報告（専決第18号）から議案第3号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてまでの報告2件及び議案3件であります。

会期については、本日1日限りとし、議案を委員会付託せず、本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして議会運営委員会で決定しております。

なお、質疑については通告なしでも受け付けることといたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関してご報告いたします。

現在の運用方針について協議した結果、本日の臨時議会においては、これまでどおりの対応とすることに決定いたしました。皆様には、引き続き感染予防へのご協力をお願いいたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第1号から議案第3号までの議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、報告第1号専決処分の報告について（専決第18号）から日程第7、議案第3号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてまでの報告2件及び議案3件、計5件を一括議題とします。

朗読を省略し、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日の臨時会に提出しております議案の要旨について説明を申し上げさせていただきます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について（専決第18号）であります。これは、令和5年6月

22日、平沢地内の個人宅内において、消防職員の救急出動中に相手方の人身に与えた負傷の損害賠償の額を令和5年12月11日付で12万8,932円と決定したもので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について（専決第19号）であります。これは、令和5年11月17日、仁賀保庁舎前駐車場において、職員がレンタカーである公用車を運転中、物損事故により当該車両を破損させたため、車両の修理及び休車に伴う損害賠償の額を令和5年12月22日付で15万円と決定したもので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、議案第1号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第2号訴えの提起についてであります。これは、本市が所有する観光拠点センターの賃借人が未払い賃料、水道光熱費等の支払いに応じない上、契約解除後も動産類の撤去に応じず不法占有を継続しているため、訴えを提起しようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億3,326万1,000円を追加し、総額をそれぞれ181億1,108万9,000円とするものであります。

歳入では、14款国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億132万1,000円を計上しております。

歳出では、2款総務費に、コミュニティバス車両購入事業費680万円を計上し、3款民生費には、低所得世帯支援事業費1億132万1,000円を計上しております。また、10款教育費には、小・中学校施設修繕整備事業2,514万円を計上しております。

以上、議案の要旨について説明を申し上げました。詳細につきましては担当の部長が補足説明を行いますので、よろしく願いいたします。

●議長（宮崎信一君） これから担当部長から補足説明を行います。初めに報告第1号について、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 報告第1号専決処分の報告について（専決第18号）につきまして補足説明をいたします。

令和5年7月26日招集の第6回にかほ市議会臨時会において報告をしました、令和5年6月22日午前9時11分覚知の救急活動中に、傷病者をターポリン担架からストレッチャーへ移乗しようとした際に転落、負傷させたもので、令和5年12月11日に示談が成立し、損害賠償額が確定しましたので報告するものであります。

賠償金支払い対象者は、議案書記載のとおりであります。

損害賠償額の内訳につきましては、12万8,932円のうち、医療機関経費として4万5,650円、福祉施設利用料及び慰謝料として8万3,282円であります。

財源としましては、消防本部で加入しております消防業務賠償責任保険より全額補填されるもの

であります。

報告第1号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第2号について、教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） それでは、報告第2号について補足説明いたします。

議案綴りの3ページをご覧ください。

報告第2号は、レンタル契約による使用車両の自損事故について、令和5年12月11日付で自動車レンタル契約の解約が合意したことから、4ページのように専決処分しておりますので報告するものであります。

損害賠償の額は15万円で、その相手方は専決処分書記載のとおりであります。

事故の内容は、令和5年11月17日午後2時35分頃、職員が職務中に、仁賀保庁舎前駐車場において公務使用している軽ワンボックスのレンタカーを前進して左側に発進する際、左側に設置されている安全防護柵、セーフティパイプの存在を見落とし、車体の助手席側のボディサイドシルのへこみや、フロントドアからリアドアにかけてのこすり傷といった車体を損傷させてしまったものであります。セーフティパイプには、補修を要するほどの損傷はありませんでしたが、当該車両を損傷させた起因は借り主たる使用者にあることから、レンタル契約に基づく車両の修理及び休車に係る賠償金が発生するものであります。

今後におきましても、車両周囲の安全確認の意識を高めるとともに、交通法規の遵守、慎重な安全運行、運転の励行をなお一層徹底し、再発の防止に向けて引き続き努めてまいります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第1号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 議案第1号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、補足説明いたします。

議案綴りの5ページをご覧ください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、手数料が見直しされることから、にかほ市手数料の条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容は3点ございます。

議案説明資料の1ページの新旧対照表をご覧ください。

1点目は、戸籍謄本等の広域交付に伴い、広域交付に係る手数料を従来 of 交付手数料と同額の戸籍謄本は450円、除籍謄本は750円として定めるものであります。新旧対照表では、戸籍謄本につきましては、別表、現行の番号1を改正後、番号1へ改め、除籍謄本については、別表、現行の番号2を改正後、番号4へ、それぞれ所要の文言を整理し、改めるものであります。

2点目は、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号を発行し、この識別符号を取得することにより、行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができるようにするものであります。新旧対照表では、戸籍・除籍についてそれぞれ別表、改正後番号3及び番号6へ、新たに規定するものであります。

3点目は、届け出等情報の内容に関わる証明書の交付請求及び届け出等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能になるものです。新旧対照表では、証明書の交付請求については、別表、現行の番号5及び番号6に、所要の文言を整理の上、改正後、番号7へまとめて規定しております。ま

た、閲覧請求につきましては、別表、現行の番号7を改正後、番号8へ、所要の文言を整理し、改めるものであります。

なお、施行期日は、令和6年3月1日とするものであります。

議案第1号の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第2号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 議案綴り9ページになります。

議案第2号訴えの提起について、補足説明をいたします。

にかほ市は、本市が所有する観光拠点センター「にかほっと」内の料理を提供するための販売ブース1枠を、平成28年4月から本件の借借人である一事業者に賃貸してまいりました。しかしながら、借借人及びその連帯保証人らは、令和4年6月請求分から令和5年12月請求分までの間の賃料や水道光熱費、共益費、合わせて187万7,349円を納付することなく、再三の請求にも応じておりません。また、借借人は、昨年7月末に店舗営業を取りやめたまま動産類を当該店舗内に放置し、明け渡しことなく現在に至っております。

議案綴り上段の1の当事者であります。事件の原告は、にかほ市となります。被告となるべき者は、市内住者3名であります。3名のうち1名が借借人である事業者で、2名は連帯保証人となっております。

2の請求の趣旨であります。それぞれ要約いたしますと、(1)は、不法占有しているスペースの明け渡し。(2)は、未払いの賃料や水道光熱費等の支払い。(3)は、契約解除後の不法占有期間の賃料に相当する額の支払い。(4)は、訴訟費用の負担。これらを相手方が行うこととする判決及び仮執行宣言を求めるものです。

10ページにつきましては、明け渡しを求める物件の目録であります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第3号の歳入歳出については、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第3号のうち、総務部関係について説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳出の2款総務費1項11目交流促進事業費の17節備品購入費680万円につきましては、コミュニティバス車両購入事業費として計上するものでございます。これは、象潟地域の上郷・長岡線で運用しております車両が故障により走行できない状態となっており、修理してもなお走行できるかどうか分からない不確かな状態でありますことから、新たな車両が必要と判断したものでございます。

購入しようとする車両は、14人乗りのハイエースコンピューター1台で、車両本体の価格に加えて、いわゆる緑ナンバー仕様に改造するための費用なども含んだ予算となっております。

なお、この車両につきましては、購入後必ずしも上郷・長岡線で運用するとは限らず、他の路線の車両の状況も勘案しながら、配車を調整の上、全体の最適化を図ってまいりたいと考えております。

次に、予算書の4ページをご覧ください。

繰越明許費補正ですが、表の一番上、コミュニティバス車両購入事業につきましては、車両の納車及び改造に時間を要するため、今年度内の事業の完了が見込めないことから、事業費を来年度に繰り越そうとするものでございます。

予算書の7ページをご覧ください。

歳入、18款2項1目財政調整基金繰入金3,194万円は、歳入歳出の調整のため計上するものでございます。

なお、本補正後の財政調整基金の残高は、25億3,621万6,000円となるものでございます。

総務部関係は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、議案第3号のうち、市民福祉部関係について補足説明いたします。

補正予算書8ページをご覧ください。

歳出についてです。3款1項8目低所得世帯支援事業費7節から12節までは、給付事業に関わる事務費分を計上しております。

18節住民税均等割のみ課税世帯支援給付金として、1世帯当たり10万円、620世帯分、6,200万円、同じく市単独分、80世帯分、800万円を計上しております。また、低所得子育て世帯加算給付金として、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、18歳以下の子ども1人当たり5万円を給付することとして260世帯、520人分、2,600万円、市単独分として40世帯、80人分、400万円を計上しております。

歳入につきましては、市の単独分も含め、14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億132万1,000円を計上しております。

対象となる世帯に対しては、2月下旬頃に確認書等の申請書類を郵送し、申請期限までに提出していただき、3月下旬から順次振り込みが開始できるよう進める予定でおります。

なお、本給付金の申請期限が4月以降になることから、予算書4ページの住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業、低所得子育て世帯加算給付金事業の予算額1億132万1,000円を繰越明許費補正として今年度の未執行予算を来年度へ繰り越し実施いたします。

市民福祉部関係の説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） では続きまして、教育委員会関係について補足いたします。

補正予算書では8ページの最下段、10款教育費2項小学校費1目14節工事請負費380万円及び9ページ、10款3項中学校費1目14節工事請負費2,134万円であります。

工事の内容については、議案説明資料の8ページになります。

小学校費の380万円は、平沢小学校体育館の南側外壁の一部が破損し欠落したほか、経年による劣化から、さらに外壁材が落下する恐れが見込まれることから、外壁の張り替え修繕を行うものであります。

平沢小学校体育館は、昭和47年2月竣工の築52年になろうとしている鉄骨造の建物で、1月9日

に、学校からの連絡によって説明資料9ページの写真③のように欠け落ちていることを確認しています。また、②のように壁面上部には経年による腐食から外壁材が外側に膨らんでいますし、④の継ぎ目の隙間も見られるほか、全体的に波打っている状況のため、全面的な張り替え工事を行うものであります。当該箇所は出入口の上部に当たりますが、現在は立入禁止、利用不可としております。日常的な教頭等による目視点検から危険度の高まりを認識し、注意深く経過観察していましたが、安全を確保するため、緊急的に対処するものであります。

次に、中学校費には、仁賀保中学校と金浦中学校の2校に関する3件の修繕工事で、説明資料10ページをご覧ください。

仁賀保中学校は、平成21年12月竣工の築14年の建物であります。赤囲みしている屋根の防水シート復旧工事と給水ポンプ更新工事の2件となります。昨年12月の強風により、資料11ページのように赤色で着色している部分、東西に37.2m、南北に10.1mの375.72㎡の防水シートが写真のように剥離したことから、早期に防水シート仕上げの復旧を図るものであります。防水シートの施工部分は、青色の東西に45m、南北に19.5mの877.5㎡を施工範囲と計画しています。

具体的には、昨年12月16日土曜日の18時から翌17日の朝にかけて、西寄りの強い風が吹き続いており、23から26mの暴風並みの非常に強い風が吹き荒れ続ける中、最大値28.1mの瞬間風速が17日の3時15分に記録されています。17日の昼前に教頭が発見し、剥離した防水シートは垂れ下がり、屋根のコンクリート下地がむき出しの状態にあるほか、幾つかのクラックも見られました。そのため、後の降雨にて資料12ページのように3階教室などで雨漏りが見られたことから、応急的な処置としてドレーン周りとクラックの箇所をシーリング剤で充填補修したほか、残りのシートに暫定的な固定を施している状況にあります。

先ほども説明したように、教頭らが日常的に校舎の状態を目視確認などにて把握に努めてきております。しかしながら、仁賀保中学校校舎の屋根部分については容易に立ち入れない構造であること、また、周辺に屋根部分を見下ろせるような高層の建築物がないこともあり、屋根の状態確認まではなされておりました。このたびの事案を受け、今後は実際に屋根に上がった目視点検などを検討してまいります。

また、工事の施工に当たっては、季節的時期に左右されない工法を計画しておりますが、工期は3か月程度を要することから、令和6年度への繰越明許補正を併せて提案するものであります。

なお、今回の議案については、建物共済保険の災害共済保険の災害補償を受ける手続きを進めていますが、工事代金の支払い後の審査によって補償額が認定、決定されるとのことから、補償額の確定後の予算計上を予定しております。

次に、資料13ページ、給水ポンプユニット更新の修繕工事であります。

仁賀保中学校は、校舎に給食調理場を設けての自校方式であることから、約28㎡の受水槽を設けており、この受水層から給食調理場をはじめ給湯室、お手洗いなどへ圧力を加えて送水する仕組みとなっており、写真のように加圧ポンプ3台での相互運転による稼働と設定されています。現状は、そのうちのナンバー1が逆支弁の不良から停止中で、残る2台で校内の水供給を賄っています。12月の業者点検の際、ポンプナンバー3から異音が生じ、故障につながる可能性の高まりから早急な

ポンプ交換を推奨されております。万一のポンプ故障は水の供給停止に直結し、調理ができず給食の提供ができなくなるなど、学校運営に大きく影響することが想定されます。そのため、停止中のポンプを含めたナンバー1とナンバー3のポンプ交換、更新をもって安定した設備運転による水供給を図ろうとするものであります。

次に、資料14ページ、金浦中学校の小荷物昇降機修繕工事であります。

給食を1階から2階、3階の上階への運搬に使用している荷物専用の小型エレベーターであります。11月の法定点検にて経年による劣化、老朽化が見られる部品類交換を指摘されておりました。また、昨年から時折途中で止まってしまうといった不安定な稼働状態となったものの、電源のオン・オフといった対処法で一時的に解消されることもあり、そのまま運転を続けていました。この1月17日に聞き慣れない異音とともに動かない状況となり、給食の運搬は階段での生徒による人力運搬といった措置をとっております。早期に安全で安定した機器類の動作環境を整えるために、経年部品の交換工事を行うものであります。

なお、電子制御部品の調達に3か月以上と見込まれることから、翌年度への繰り越し工事と計画しています。

このように中学校費には、仁賀保中の防水シート復旧工事1,740万円と給水ポンプ更新工事250万円、そして金浦中の小荷物昇降機修繕工事144万円の3件、合わせて2,134万円を計上するものであります。また、補正予算書4ページ、第2表の繰越明許費補正に、申しあげましたように仁賀保中学校防水シート復旧工事と金浦中学校小荷物昇降機修繕工事の2件、1,884万円を追加しております。

今回補正計上しようとする修繕工事4件は、天災によるもののほか、当該設備を一定程度の性能、効果を保ちつつ、より長期間にわたる運用としていたこともあって、累積的な老朽度の高まりから機を一にして集中する不具合が起きてしまったことへの対処となります。児童生徒が学ぶ場の環境を整える、また、安全と安心を早期に確保しようとするものであります。

教育委員会に関することは以上であります。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行い、議案番号を教えてください。

初めに、報告第1号専決処分の報告について（専決第18号）について質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。3番佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 議案番号、報告第1号、議案名、専決処分の報告について（専決第18号）、ページ1、専決処分内容は、令和5年6月22日に消防職員の救急出動車に相手方の人身に与えた負傷の損害賠償額金12万8,932円の決定であるが、その損害賠償額の詳細や事故発生から相手方側との示談成立までの流れについて伺います。

1、事故発生の日から損害賠償の額が決まるまで、おおよそ半年かかっているが、その理由。

2、損害賠償額の詳細。この詳細は先ほど説明いただきましたけども、治療費以外の詳細の説明をお願いします。

3、負傷を負わせた相手側への市の対応と相手側の反応。

4、事故発生から示談成立までの大まかな流れ。

以上の4点について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、消防長。

●消防長（阿部光弥君） それでは、佐々木正勝議員の質疑についてお答えをいたします。

初めに、1の事故発生から示談成立まで、およそ半年かかった理由であります。

転落による傷病名は、前額部の擦過傷、腰部の打撲、右手指擦過傷でありました。レントゲン、CTでの検査の結果は異常がなく、経過観察と診断されております。高齢の方ではありましたが、事故前までは家事や洗濯など日常生活では介助を受けることなく自分で行っていたと聞いております。病院から帰宅後も痛みが消えず、歩行や就寝時に支障があるため、6月26日から7月18日までの23日のうち20日間は福祉施設の利用もしてございました。病状回復の状況を確認しながら、ご家族と今後の対応など協議を続けておりました。

示談交渉につきましては、まだ痛みが残るものの日常生活に支障がほぼなくなった10月3日にご家族から連絡をいただき、進めてまいりました。あくまでも相手方の回復を第一に考え、慎重かつ丁寧に交渉を進めてきたことから、示談成立まで時間を要したものであります。

次に、2の損害賠償額の詳細につきましては、先ほど補足説明で申し上げたとおりでございます。

次に、3の市の対応と相手方の反応についてであります。

事故発生直後に消防署長と警防課長が搬送先医療機関に伺って、傷病者ご本人及びご家族に対し謝罪をしております。事故の発生は木曜日でありました。相手方への補償がどういった形でできるのか、消防本部で加入しています消防業務賠償責任保険の内容を確認できたのは、週明けの月曜日になりました。月曜日にご家族から連絡があり、事故から4日も経過しているのに自宅に謝罪に来ないのはおかしくないかのご指摘があり、改めて謝罪に伺っております。その後も消防本部の対応についてのご指摘がありましたが、協議を重ねる上でご理解をいただき、示談成立に至っております。配慮不足等により相手方に不快な思いを抱かせてしまったことを、消防本部全体として深く反省をしているところでございます。

最後に、4の事故発生から示談成立までの流れにつきましては、1の質問において説明したとおりでございます。

損害賠償については、保険会社に状況を報告し、手続を進めていたましたが、福祉施設利用の請求が9月下旬であったため、賠償金の金額を決定するのに時間を要したものであります。また、賠償金額の妥当性を含め、示談書の内容につきましては顧問弁護士にも相談し、裁判判例等も考慮し、算定をしております。

示談書の内容については、ご本人及びご家族と慰謝料額や示談書の内容について協議した結果、12月11日に合意に至ったものであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 損害賠償額の中でですね、福祉施設と慰謝料それぞれの詳細の金額はご説明ありましたでしょうか。何か再度説明をお願いしたいということで伺ったんですけれども、そ

の説明がなかったんですけども、まずその損害賠償額の福祉施設と慰謝料に関してなんですけど、そのそれぞれの額に対して慰謝料が幾らだったかというのを私知りたかったわけです。で、その慰謝料に対してですね、普通であれば賠償金以外ですね、加害者が被害者に対して謝罪の意思を示す見舞金というのが、まあ普通、交通事故なんかはあるんですけど、その辺のところを慰謝料とかみ合わせて質問したかったんですけども、まずじゃあ慰謝料は幾らだったかというのと、見舞金を被害者にやるというのを考えたのか、再度お伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 経費の内訳については先ほど説明したとおりでございますが、先ほど福祉施設利用料及び慰謝料として8万3,282円と報告しております。で、実際の福祉施設の利用料が6万3,282円であります。で、慰謝料という形で2万円という形で支払いをしますという形ですが、示談書の中では、その2万円は見舞金という形での支払いという形で記載をしております。

●議長（宮崎信一君） これで3番佐々木正勝議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号についての質疑を終わります。

次に、報告第2号専決処分報告について（専決第19号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第1号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号訴えの提起について、質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。2番齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 議案第2号の訴えの提起についてについて質疑を行います。

まず訴訟に至るまでの被告との話し合いについて、若干詳しくお伺いいたします。

一つ目、貸借人が支払うべき賃料等の滞納に対する納付催促の通知書等の送付、また、対象者と直接面談による話し合いを行った時期と回数を伺います。

二つ目、滞納金の一括払いが難しい場合の対処法、例えば分割払い等に関する指導はなかったのか伺います。

三つ目、にかほ市観光拠点センター使用許可書の中の7番、許可条件の(10)番には、「使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了した場合には、速やかに原状回復して返還すること。ただし、市長が特に認めた場合は、原状回復しないことができる。」とありますが、市長が特に認めた場合とはどのような条件の場合を示すのか。

四つ目、にかほっとは観光拠点センターであることから、センター内に出店している企業は、単

なる飲食モールとは違い、売上げは、にかほ市に訪れる観光客の数に大きく左右されることがあります。コロナ禍による収益減も経営が厳しいことから、開設当初に入店した業者の退居も増えているような感じを受けます。今後、本議案のケースに至らないようにするためにどのような対策を講じるのかを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、訴訟に至るまでの当該賃借人との話し合いについてお答えをいたします。

初めに、1のご質問のうち、納付催告の通知書等送付については、明け渡しを求める内容のものも含めまして、令和4年7月から令和5年12月まで7回程度行っております。直接面談による話し合いは、市が面談記録を残しているものだけでも令和5年5月から10月まで8回程度直接面談を行っておりますが、それ以外にも先ほど申し上げました納付催促の通知書等を担当課職員が相手方に出向き、大半を手渡しで行っており、その都度話し合いを行っております。

次に、ご質問の2、分割払い等の指導はなかったのかについてですが、令和4年度滞納繰越分から先に納めていただくよう、昨年6月頃に分割納付の協議を行っております。

次に、ご質問の3、市長が特に認めた場合は原状回復しないことができる点についてですが、施設の使用を終了した場合には、速やかに原状回復して返還することが大原則であります。その上で市長が特に認めた場合は原状回復しないことができる点とある例外規定の一例を挙げますと、使用終了後に例えば公用又は公共用に供する必要が生じたときなどにおいて、原状回復をしない方が市にとっての優位性が高い場合などが想定されると考えられます。

最後のご質問4、本議案のケースに至らないようにするためにどのような対策を講じるのかですが、にかほ市が市の観光拠点センターであろうとも、個々の事業者の経営については、まずはそれぞれの事業者が責任を持って行うべきものと考えております。他方で、現在、にかほ市には幾つか空き店舗があるのも事実です。これまで幾つか新たな出店申請がありましたが、経営計画の具体性がおぼつかない申請者に関しては、出店を安易に認めないケースもあり、本件と同様の事案の事前抑止に努めております。逆に、にかほ市のにぎわいを高めるために、市では新たな魅力的な出店者の発掘にも努めております。また、出店者らで組織するにかほ市協議会に、にかほ市観光協会が働きかけるなどして、みんなでこの施設を盛り上げていこうと新たなイベント活動等に取り組んでおります。

観光旅行の形態も団体から個人へと変化しており、旅行ニーズの細分化、個性化も一層進んでおります。また、令和8年度には、日本海沿岸東北自動車道の県境区間開通も予定されております。にかほ市を含む道の駅エリアを本市の体験型観光や目的型観光の拠点として磨き上げるため、行政や関係団体、各店舗が一体となって取り組むことが、結果的には各店舗の経営の安定にもつながるものと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、私の1番目の質問に対しては、7回ほど——直接通知は7回ほど、直

接面談は8回ほど行われたということ。それから2番目の問題に関しては、さきに納付書等の、納付のことにしましては、令和4年度に関しては、まず先に納めてくださいというような形でお話しされたということのようです。また、昨年度に関しては、その分納についてのことについてもお話があったと、されたということですのでよろしいですね。それから3番目の、その条件に関しては、後々公用とか公共で使う場合の条件だということのようです。それから4番目は、今、様々な、まあ一つは経営に関しては個人的な問題だと。それから集客のためにいろいろ相談されてるという回答でよろしいですね。

それではですね、ひとつちょっと若干質問させていただきますけども、この、例えば、この対象者の方ですね、この滞納している分に関して、例えば本人又はその保証人はですね、例えばどのような態度できてるのか。例えば支払わないと言ってるのか、今は支払えないというような形で話されているのか、これ1点。

それから、例えば先ほど言われた面談等で支払いに対して猶予とか考えていただいとすれば、普通であれば誓約書等の交わしてるようなことが、誓約させるとかですね、そんなことあったと思うんですが、そこら辺については、あったのか、また、そういう内容についてはどのようになったのか、その2点ほど、保証人と、それから本人がどのような態度なのかということ、それをお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） それでは、一つ目の当該賃借人との面談、関わりの中で、支払いたくても支払えない、もしくは支払いませんというようなことの変化のあたりの話かと思っておりますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

当初は支払う意欲ございました。と申し上げますのも、これ二つ目の再質問とかぶりますけども、誓約書というものをですね取り交わさせていただいております。そういった中で、滞納分については分割による支払いというようなことで誓約書の方にですね記載させていただきながら、まあ滞納分、令和4年度分ということで分割納入というようなこと、支払う意思があるというようなことでですね意思表示の方をされておりました。しかしながら、この誓約書履行できない状況に陥ったということでございますが、その後には及んでは、ちょっときつい言い方になるかと思っておりますけども、当該賃借人の方からは、「払わない」というような意思を受けておったところでございます。

再質問二つお答えしたと思っておりますので、これで終わりたいと思っております。

●議長（宮崎信一君） これで齋藤光春議員の質疑を終わります。——齋藤光春議員、申し訳ない。

●2番（齋藤光春君） そうすれば今は、お答えでは「支払わない」というような表明したということですね。しっかり記述しておいてください。

それから、先ほど、例えば原状回復の際のことなんですけれども、例えばですよ、今のある設定されてる機材を使って別の方がそこを引き受けると、又貸しではなくてですね、それを利用して再度自分たちが経営したいというようなことがあった場合、それは例えばこの原状回復に当たるものではないと。まあそれでも全て撤去して原状回復にしてやってくださいというような形になるのか、お聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） まずお一つ目ですけども、私たちの面談記録の中では、「支払えない」だけじゃなくて「支払わない」というお返事も確かにいただいております。

それから二つ目の原状回復に関しましては、次の事業者のために残しておくということは、基本的にはございません。まず原状回復をしていただくと。いわゆる施設の経年劣化、通常使用による経年劣化等、これは原状回復の範囲に入りませんが、通常使用の範囲を超えた毀損なども含めまして施設を元の状態に戻していただくというのが基本ですので、そこは徹底してまいりたいと思います。

●議長（宮崎信一君） これで斎藤光春議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第1号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号訴えの提起についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。日程第8、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前11時01分 閉 会
